

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

- ◇訓 令 第四十八回国民体育大会冬季大会スキー・バイアスロン
競技会鳥取県実施本部設置規程
- ◇教委規則 大山町教育委員会に対する事務の委任に関する規則(国
体推進室)

訓 令

教育委員会訓令

鳥取県訓令第九号

鳥取県教育委員会訓令第四号

第四十八回国民体育大会冬季大会スキー・バイアスロン競技会鳥取県実施本部設置規程を次のように定める。

平成四年十二月十一日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

鳥 取 県 教 育 委 員 会 委 員 長 西 尾 圭 介

第四十八回国民体育大会冬季大会スキー・バイアスロン競技会鳥取県実施本部設置規程

(設置)

第一条 第四十八回国民体育大会冬季大会スキー・バイアスロン競技会を円滑に運営するため、第四十八回国民体育大会冬季大会スキー・バイアスロン競技会鳥取県実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。
(組織及び分掌事務)

第二条 実施本部にスキー競技会本部及びバイアスロン競技会本部(以下「競技会本部」という。)を設置し、競技会本部に別表第一の上欄に掲げる部を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 別表第二の上欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる班を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(職制)

第三条 実施本部に大会本部長及び大会副本部長を置く。

2 大会本部長は、副知事の職にある者をもって充てる。

3 大会副本部長は、出納長及び大山町長の職にある者をもって充てる。

4 大会本部長は、実施本部に関する事務を統括する。

5 大会副本部長は、大会本部長を補佐し、大会本部長に事故があるとき、

又は大会本部長が欠けたときは、あらかじめ大会本部長が定める順位によりその職務を代行する。

第四条 競技会本部にそれぞれ競技会本部長及び競技会副本部長を置く。

2 競技会本部長は、スキー競技会本部にあっては総務部長の職にある者を、バイアスロン競技会本部にあっては大山町助役の職にある者をもって充てる。

3 競技会副本部長は、スキー競技会本部にあっては教育委員会教育長の職にある者を、バイアスロン競技会本部にあっては大山町収入役及び大山町教育委員会教育長の職にある者をもって充てる。

4 競技会本部長は、競技会本部に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 競技会副本部長は、競技会本部長を補佐し、競技会本部長に事故があるとき、又は競技会本部長が欠けたときは、あらかじめ競技会本部長が定める順位によりその職務を代行する。

6 競技会本部長は、特命事項を分担させるため必要があると認めるときは、競技会本部付及び調整担当を置くことができる。

第五条 部に部長及び副本部長を、班に班長及び副本長を置く。ただし、バイアスロン部の企画調整班、競技記録班及び式典班にあっては、副本長を置かないものとする。

2 部長、副本長、班長及び副本長は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職にある者(当該職にある者が二人以上ある場合にあっては、これらの者のうちから大会本部長が指名した者)をもって充てる。

3 部長は、上司の命を受け、部の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

督する。

4 副本長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、あらかじめ部長が定める順位によりその職務を代行する。

5 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 副本長は、班長を補佐し、班長に事故があるとき、又は班長が欠けたときは、その職務を代行する。

第六条 班員は、班長又は副本長の所属する課、室等の職員(前条の規定により班長又は副本長に充てられる者を除く。)をもって充てる。

2 別表第四の上欄に掲げる班の班員は、前項に規定する職員のほか、同表の下欄に掲げる課、地方機関等の職員をもって充てる。

3 大会本部長は、特に必要があると認めるときは、前二項に規定する職員以外の職員を班員とし、又は班員を当該班員の属する班以外の班の業務に従事させることができる。

4 班員の事務分担は、班長が定める。

(委任)

第七条 この訓令に定めるもののほか、実施本部に関し必要な事項は、大会本部長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成四年十二月十一日から施行する。

2 この訓令は、平成五年三月三十一日限り、その効力を失う。

別表第一(第二条関係)

一 スキー競技会本部

<p>輸送交通警備部</p>	<p>施設部</p>	<p>競技式典部</p>	<p>総務部</p>
<p>一 スキー競技会に係る大会関係者等の輸送に関すること。</p>	<p>一 開・閉会式場及びスキー競技会場の施設等の設置及び管理に関すること。 二 開・閉会式場及びスキー競技会場の清掃に関すること。 三 スキー競技会に係る物資輸送に関すること。</p>	<p>一 スキー競技会の競技運営の総括に関すること。 二 スキー競技会の競技役員の新編成に関すること。 三 スキー競技会の競技記録に関すること。 四 総合成績に関すること。 五 開・閉会式式典及び種目別表彰式の実施に関すること。</p>	<p>一 スキー競技会本部の総括に関すること。 二 スキー競技会に係る関係機関との連絡調整(大会関係者及び観覧者(以下「大会関係者等」という。)の輸送についての連絡調整を除く。)に関すること。 三 大会役員、競技会役員及び招待者(以下「大会役員等」という。)に関すること(バイアスロン競技会に係るものを除く。) 四 報道及び広報に関すること(バイアスロン競技会に係るものを除く。) 五 その他他部の主管に属しないこと。</p>
<p>二 バイアスロン競技会本部</p>			
<p>バイアスロン部</p>	<p>宿泊衛生部</p>	<p>二 スキー競技会に係る駐車場の管理に関すること。 三 開・閉会式場及びスキー競技会場の周辺車輛誘導に関すること。 四 開・閉会式場、スキー競技会場、宿泊施設等の施設における消防警備に関すること。</p>	
<p>一 バイアスロン競技会の総括に関すること。 二 バイアスロン競技会に係る関係機関との連絡調整に関すること。 三 バイアスロン競技会役員、競技役員及び招待者に関すること。 四 バイアスロン競技会に係る報道及び広報に関すること。 五 バイアスロン競技会の競技記録に関すること。 六 バイアスロン競技会の表彰式等の実施に関すること。 七 バイアスロン競技会場の仮設施設等の設置及び管理</p>	<p>一 スキー競技会に係る大会関係者の配宿等の調整に関すること。 二 開・閉会式場、スキー競技会場及びバイアスロン競技会場における食品衛生及び環境衛生に関すること。 三 開・閉会式場及びスキー競技会場における医療救護に関すること。 四 大会関係者等の案内及び接遇に関すること。</p>		

別表第二(第二条関係)

一 スキー競技会本部

総務部	総務班
<p>一 部内各班の総合調整に関する事。</p> <p>二 スキー競技会本部の総括に関する事。</p> <p>三 大会役員等との連絡調整に関する事(バイアスロン競技会に係るものを除く。)</p>	

<p>八 バイアスロン競技会場の清掃に関する事。</p> <p>九 バイアスロン競技会に係る物資輸送に関する事。</p> <p>十 バイアスロン競技会の大会関係者等の輸送に関する事。</p> <p>十一 バイアスロン競技会に係る駐車場の管理に関する事。</p> <p>十二 バイアスロン競技会場の周辺の車輛誘導に関する事。</p> <p>十三 バイアスロン競技会場における消防警備に関する事。</p> <p>十四 バイアスロン競技会の大会関係者の配宿等の調整に関する事。</p> <p>十五 バイアスロン競技会場における医療救護に関する事。</p> <p>十六 バイアスロン競技会に係る大会関係者等の案内及び接遇に関する事。</p>
--

式典部	競 技	総務班	報 道 広 報 班
		<p>一 実施本部各部との連絡調整に関する事。</p> <p>二 部内各班の総合調整に関する事。</p>	<p>一 報道員控室の管理に関する事。</p> <p>二 全国報道者会議に関する事。</p> <p>三 記長会見、記者発表その他広報に関する事。</p> <p>四 スキー競技会に係る報道員に対する撮影誘導及び情報提供に関する事。</p> <p>五 スキー競技会に係る記録写真の撮影及び広報取材に関する事。</p> <p>六 その他報道及び広報に関して必要な事項。</p>
			<p>四 大会役員等の受付、案内及び接遇に関する事(バイアスロン競技会に係るものを除く。)</p> <p>五 スキー競技会に係る全国代表者・監督会議に関する事。</p> <p>六 スキー競技会に係る歓迎レセプションに関する事。</p> <p>七 大会プログラム及び割引きりフト券の販売に関する事。</p> <p>八 大会関係者に配布する物品等の仕分け及び配布に関する事。</p> <p>九 スキー競技会に係る自衛隊との連絡調整に関する事。</p> <p>十 県有車の運行計画に関する事。</p> <p>十一 その他他部及び部内他班の主管に属しないこと。</p>

<p>式典班</p> <p>一 開・閉会式典の進行に関する事。</p>	<p>会場班</p> <p>一 開・閉会式場の設営及び装飾に関する事。</p> <p>二 開・閉会式の観覧者の整理誘導に関する事。</p> <p>三 開・閉会式場及びその周辺の環境美化及び環境整備に関する事。</p> <p>四 放送設備の管理に関する事。</p>	<p>公式記録班</p> <p>一 スキー競技会の競技記録の受領及び点検に関する事。</p> <p>二 スキー競技会の競技記録の掲示及び成績速報に関する事。</p> <p>三 総合成績の算出に関する事。</p> <p>四 スキー競技会の競技記録及び総合成績の印刷に関する事。</p>	<p>記録総務班</p> <p>一 スキー競技会の競技記録の応答に関する事。</p> <p>二 スキー競技会の競技記録の配布に関する事。</p>	<p>競技班</p> <p>一 スキー競技会の競技運営の総合調整に関する事。</p> <p>二 種目別競技の連絡調整に関する事。</p> <p>三 スキー競技会の競技団体との連絡調整に関する事。</p> <p>四 スキー競技会の競技役員編成に関する事。</p>	<p>三 式典記録の収集と整理に関する事。</p> <p>四 その他部内他班の主管に属しないこと。</p>
<p>輸送交通警備部</p> <p>総務班</p> <p>一 実施本部各一部との連絡調整に関する事。</p> <p>二 部内各班の総合調整に関する事。</p> <p>三 スキー競技会に係る大会関係者等の輸送について</p>	<p>物資輸送班</p> <p>一 スキー競技会に係る物資輸送計画の総合調整に関する事。</p> <p>二 スキー競技会に係る雪上運搬車の運行に関する事。</p>	<p>施設班</p> <p>一 実施本部各一部との連絡調整に関する事。</p> <p>二 部内各班の総合調整に関する事。</p> <p>三 開・閉会式場、案内所等の設置及び管理に関する事。</p> <p>四 開・閉会式場及びスキー競技会場における電話設備(大会関係者等の輸送に必要なものを除く。)の管理に関する事。</p> <p>五 開・閉会式場及びスキー競技会場の清掃に関する事。</p> <p>六 その他部内他班の主管に属しないこと。</p>	<p>施設部</p> <p>二 種目別表彰式の進行に関する事。</p> <p>三 場内放送に関する事。</p> <p>四 競技役員及び選手団の受付、集合及び誘導に関する事。</p> <p>五 吹奏楽隊、合唱隊、鼓隊及び旗隊の練習指導及び指揮に関する事。</p>		

<p>衛生部 宿泊</p>					
<p>調整班 宿泊</p>	<p>消防 警備班</p>	<p>交通 対策班</p>	<p>駐車場 駐車場</p>	<p>輸送班</p>	
<p>三 スキー競技会に係る昼食券、弁当引換券の取りま 二 部内各班の総合調整に関する事 一 実施本部各部との連絡調整に関する事</p>	<p>二 開・閉会式場、スキー競技会場及び宿泊施設等の施設における消防警備の実施に関する事 一 スキー競技会に係る宿泊施設の火災予防対策に関する事</p>	<p>三 スキー競技会に係る輸送道路の確保及び除雪対策に関する事 二 スキー競技会に係る車輛誘導看板類の管理に関する事 一 開・閉会式場及びスキー競技会場の周辺の道路における車輛の整理誘導に関する事</p>	<p>スキー競技会に係る駐車場の管理に関する事</p>	<p>二 スキー競技会に係る乗降場における乗降者の整理誘導に関する事 一 スキー競技会に係る大会関係者等の輸送の実施に関する事</p>	<p>四 スキー競技会に係る大会関係者等の輸送に必要な通信設備の管理に関する事 五 その他部内他班の主管に属しないこと</p>
<p>バイアスロン 部</p>	<p>企画 調整班</p>	<p>二 バイアスロン競技会本部</p>			
<p>四 バイアスロン競技会に係る競技会役員及び競技役員 の編成に関する事 三 バイアスロン競技会に係る監督会議、視察員説明 会に関する事 二 バイアスロン競技会に係る関係機関との連絡調整 に関する事 一 バイアスロン競技会本部の総合調整に関する事</p>		<p>二 スキー競技会に係る弁当引換えに関する事 一 大会関係者への湯茶等の接待に関する事</p>	<p>三 開・閉会式場及びスキー競技会場における医療救護に関する事 二 開・閉会式場、スキー競技会場及びバイアスロン競技会場における環境衛生の指導に関する事 一 開・閉会式場、スキー競技会場及びバイアスロン競技会場における食品衛生の指導に関する事</p>	<p>六 その他部内他班の主管に属しないこと 五 スキー競技会に係る大会関係者の配宿に関する事 四 スキー競技会に係る案内所の運営に関する事 とめ及び発行に関する事</p>	

<p>施設班</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 バイアスロン競技会に係る仮設施設の管理に関する事。 二 バイアスロン競技会に係る観覧者の整理誘導に関する事。 三 バイアスロン競技会に係る物資の輸送に関する事。 四 バイアスロン競技会に係る通信設備の管理に関する事。 五 バイアスロン競技会場の清掃に関する事。 	<p>総務班</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 部内各班の総合調整に関する事。 二 バイアスロン競技会に係る競技会役員、招待者等の受付、案内に関する事。 三 バイアスロン競技会に係る弁当引換えに関する事。 四 バイアスロン競技会に係る自衛隊との連絡調整に関する事。 五 バイアスロン競技会に係る報道員に対する撮影誘導及び情報提供に関する事。 六 バイアスロン競技会に係る記録写真の撮影及び広報取材に関する事。 七 銃及び弾薬の管理に関する事。 八 バイアスロン競技会に係る監督会議及び歓迎レセプションの受付、案内に関する事。
<ol style="list-style-type: none"> 一 バイアスロン競技会に係る競技役員との連絡調整に関する事。 二 バイアスロン競技会の競技記録に関する事。 三 バイアスロン競技会の公式成績に関する事。 <p>開始式及び表彰式の進行に関する事。</p> <p>式典班</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 バイアスロン競技会に係る大会関係者等の輸送に関する事。 二 バイアスロン競技会に係る乗降場における乗降者の整理誘導に関する事。 三 バイアスロン競技会場の周辺の道路における車輛の整理誘導に関する事。 四 バイアスロン競技会に係る駐車場の管理に関する事。 五 バイアスロン会場における消防警備の実施に関する事。 六 バイアスロン競技会場における医療救護に関する事。 七 バイアスロン競技会場に係る案内所の運営に関する事。 八 バイアスロン競技会に係る大会関係者の配宿に関する事。 九 バイアスロン競技会に係る大会関係者への湯茶等の接待に関する事。 <p>宿泊</p> <p>輸送班</p>	

別表第三(第五条関係)

一 スキー競技会本部

総務部部長	総務部部長
総務部副部長	総務部次長
総務部総務班長	商工労働部次長
総務部総務班副班長	総務部税務課長
総務部報道広報班長	総務部税務課長補佐
総務部報道広報班副班長	商工労働部通商観光課長
競技式典部長	商工労働部通商観光課長補佐
競技式典部副部長	教育委員会教育長
競技式典部総務班長	教育委員会事務局次長
競技式典部総務班副班長	教育委員会事務局生涯学習課長
競技式典部競技班長	教育委員会事務局生涯学習課長補佐
競技式典部競技班副班長	教育委員会事務局体育保健課長
競技式典部記録総務班長	教育委員会事務局体育保健課長補佐
競技式典部記録総務班副班長	教育委員会事務局総務課長補佐
競技式典部公式記録班長	教育委員会事務局福利課長
競技式典部公式記録班副班長	教育委員会事務局福利課長補佐
競技式典部会場班長	教育委員会事務局同和教育課長
競技式典部会場班副班長	教育委員会事務局同和教育課長補佐
競技式典部式典班長	教育委員会事務局指導課長
競技式典部式典班副班長	教育委員会事務局指導課長補佐
施設部長	民生部長

施設部副部長	民生部次長
施設部施設班長	民生部社会課長
施設部施設班副班長	民生部社会課長補佐
施設部物資輸送班長	民生部児童家庭課長
施設部物資輸送班副班長	民生部児童家庭課長補佐
輸送交通警備部長	土木部長
輸送交通警備部副部長	土木部次長
輸送交通警備部総務班長	農林水産部次長
輸送交通警備部総務班副班長	土木部管理課長
輸送交通警備部輸送班長	土木部管理課長補佐
輸送交通警備部輸送班副班長	農林水産部農政課長
輸送交通警備部駐車場班長	農林水産部農政課長補佐
輸送交通警備部駐車場副班長	土木部道路課長
輸送交通警備部駐車場班副班長	土木部河川課長補佐
輸送交通警備部交通対策班長	大山町観光課長
輸送交通警備部交通対策班副班長	大山町建設課長補佐
輸送交通警備部消防警備班長	鳥取県西部広域行政管理組合消防本部次長
輸送交通警備部消防警備班副班長	鳥取県西部広域行政管理組合消防本部警防課長補佐
宿泊衛生部長	衛生環境部長
宿泊衛生部副部長	衛生環境部次長
宿泊衛生部宿泊調整班長	衛生環境部衛生課長
宿泊衛生部宿泊調整班副班長	衛生環境部衛生課長補佐
宿泊衛生部医事衛生班長	衛生環境部医務課長

宿泊衛生部医事衛生班副班長
 宿泊衛生部接伴班長
 宿泊衛生部接伴班副班長

衛生環境部医務課課長補佐
 衛生環境部自然保護課長
 衛生環境部自然保護課課長補佐

二 バイアスロン競技会本部

バイアスロン部長
 バイアスロン部副部長
 バイアスロン部企画調整班長
 バイアスロン部総務班長
 バイアスロン部総務班副班長
 バイアスロン部施設班長
 バイアスロン部施設班副班長
 バイアスロン部競技記録班長
 バイアスロン部式典班長
 バイアスロン部宿泊輸送班長
 バイアスロン部宿泊輸送班副班長

大山町総務課長
 大山町教育委員会事務局教育課長
 大山町団体室長
 大山町税務課長
 大山町建設課長
 大山町下水道課長補佐
 大山町民生課長
 大山町総務課参事
 大山町下水道課長
 大山町企画課長

別表第四(第六条関係)

一 スキー競技会本部

総務部総務班

鳥取県東部県税事務所、鳥取県中部県税事務所、鳥取県西部県税事務所、大山町税務課、大山町経済課、大山町企画課、大山町出納室、大山町立大山保育所、大山町立所子保育所及

施設部物資輸送班	施設部施設班	競技式典部式典班	競技式典部会場班	競技式典部公式記録班	競技式典部記録総務班	総務部報道広報班	び大山町立高麗保育所
民生部高齢者対策課及び民生部保険課	鳥取県東部福祉事務所、鳥取県中部福祉事務所、鳥取県西部福祉事務所、鳥取県福祉相談センター、鳥取県倉吉児童相談所、鳥取県米子児童相談所及び鳥取県立消費生活センター	総務部職員厚生課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局体育保健課、中部教育事務所、西部教育事務所、鳥取県教育研修センター及び大山町経済課	鳥取県立図書館、鳥取県立博物館及び鳥取県埋蔵文化財センター	教育委員会事務局教職員課	鳥取県教育研修センター及び大山町立学校給食センター	鳥取県中部県税事務所、鳥取県西部県税事務所及び大山町企画課	
					教育委員会事務局総務課及び鳥取県立生涯学習センター		

輸送交通警備部総務班	鳥取県倉吉地方農林振興局、鳥取県日野地方農林振興局、大山町民生課、大山町観光課及び大山町経済課
輸送交通警備部輸送班	鳥取県倉吉地方農林振興局、鳥取県米子地方農林振興局、鳥取県日野地方農林振興局、鳥取県倉吉農業改良普及所、鳥取県東伯農業改良普及所、鳥取県西伯農業改良普及所、鳥取県米子農業改良普及所及び鳥取県日野農業改良普及所
輸送交通警備部駐車場班	鳥取県倉吉土木事務所、鳥取県米子土木事務所及び鳥取県根雨土木事務所
輸送交通警備部交通対策班	大山町民生課及び大山町企画課
輸送交通警備部消防警備班	大山町企画課
宿泊衛生部宿泊調整班	鳥取県米子保健所、大山町観光課及び大山町経済課
宿泊衛生部医事衛生班	鳥取県鳥取保健所、鳥取県倉吉保健所、鳥取県米子保健所、鳥取県根雨保健所及び大山町民生課
宿泊衛生部接伴班	鳥取県鳥取保健所、鳥取県那家保健所、鳥取県倉吉保健所、鳥取県米子保健所、鳥取県根

<p>二 バイアスロン競技会本部</p> <p>バイアスロン部総務班</p> <p>大山町総務課、大山町民生課及び大山町教育委員会事務局</p>	
<p>バイアスロン部施設班</p> <p>大山町民生課及び大山町経済課</p>	
<p>バイアスロン部式典班</p> <p>大山町中央公民館</p>	
<p>バイアスロン部宿泊輸送班</p> <p>大山町税務課、大山町民生課、大山町経済課、大山町建設課、大山町農村環境改善センター及び鳥取県西部広域行政管理組合消防本部</p>	

教育委員会規則

大山町教育委員会に対する事務の委任に関する規則をここに公布する。

平成四年十二月十一日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第十号

大山町教育委員会に対する事務の委任に関する規則

鳥取県教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十六条第三項の規定により、第四十八回国民体育大会冬季大会スキー・バイアスロン競技会の開催に係る事務のうち、バイアスロン競技会の運営に関する事務を大山町教育委員会に委任する。

附 則

- 1 この規則は、平成四年十二月十一日から施行する。
- 2 この規則は、平成五年三月三十一日限り、その効力を失う。